

## 個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

### SEIBU PRINCE CLUBカード セゾン特約

#### 第1章SEIBU PRINCE CLUBカードセゾン

##### 第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という。)が株式会社西武ホールディングス、西武鉄道株式会社及び株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド(以下「提携企業」という)と提携して発行するSEIBU PRINCE CLUBカードセゾンの会員については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項(「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」を含む)」に加え、本特約が適用されます。

##### 第2条(個人情報の共同利用)

提携企業は、西武グループ各社と、「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」第2条記載の「収集・保有・利用する個人情報」を同条記載の「利用目的」で共同して利用します。なお、個人情報の管理については提携企業が責任を負います。西武グループ各社については、提携企業のホームページ(<https://www.seibuholdings.co.jp/>)に掲載しております。

##### 第3条(特約の変更)

本特約は当社及び提携企業所定の手続きにより変更する場合があります。

#### 第2章PASMO特則

##### 第4条(適用)

株式会社パスモ(以下「パスモ」という)が発行するオートチャージサービス機能付きPASMO(以下「オートチャージPASMO」という)に申し込まれた会員(以下「オートチャージ会員」という)は、第3条までの規定に加え本特則が適用されます。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。

##### 第5条(個人情報の第三者提供)

オートチャージ会員は、当社がオートチャージ会員の以下の個人情報を保護措置を講じたうえで、パスモに提供し、パスモが以下の利用目的で利用することに同意します。

###### [利用目的]

- ①オートチャージPASMO及びオートチャージPASMOに関する通知・案内の送付(家族カードを含む)
- ②家族会員のオートチャージPASMOへの登録及びPASMO取扱規則・オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的
- ③オートチャージサービスに係る利用代金の決済

###### [提供・利用する個人情報]

- ①上記①を利用目的とする場合:オートチャージ会員の住所
- ②上記②を利用目的とする場合:オートチャージ会員の電話番号
- ③上記③を利用目的とする場合:オートチャージ会員のカード番号及びカードの有効期限

## 株式会社パスモ 個人情報の取扱いに関する重要事項

お客様の個人情報の取扱いについて下記の事項をご確認の上、お申し込みください。

1. オートチャージサービスの会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込むときに申込書に記載した、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て株式会社パスモ(以下「当社」という。)へ提供した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理します。

(1)記名PASMOにかかわる個人情報

(2)オートチャージPASMO又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限・決済カードのセキュリティコード、クレジットカード会社に登録の電話番号、及び会員希望者が提出した公的証明書等の書類の記載事項

2. 当社は、取得した個人情報、を、次の目的で利用します。
  - ① 会員及び会員希望者の本人確認
  - ② オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済
  - ③ 当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
  - ④ 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
  - ⑤ オートチャージサービス取扱規則に基づくオートチャージサービスにかかわるサービスの実施及び改善
3. 前項のほか、当社は、オートチャージサービスのために購入した記名PASMOに関して取得した個人情報を次の目的で利用します。なお、次の利用目的の範囲内で当該PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、当該個人情報をその事業者には知らせることがあります。
  - ① 記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認
  - ② 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
  - ③ PASMO取扱規則及びPASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善

## SEIBU PRINCE CLUBカード セゾン特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社西武ホールディングス(以下「西武ホールディングス」という)、西武鉄道株式会社(以下「西武鉄道」という)及び株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド(以下「西武・プリンスホテルズワールドワイド」といい、西武ホールディングス、西武鉄道とあわせて「提携企業」という)と提携して、西武プリンスクラブポイントカード機能部分は西武ホールディングス、クレジットカード機能部分は当社が提供するもので、SEIBU PRINCE CLUBカード セゾン(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

お客様が、本特約及びセゾンカード規約並びに西武プリンスクラブ会員規約を承認し、提携企業及び当社(以下「4者」という)に本カードのご利用のお申込をされ、4者が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、4者が承諾した日に成立するものとします。なお、下記の項目に該当する方は入会をお断りさせていただきます。

- ・ 暴力団その他これに準ずる組織(以下「反社会的勢力」という)と一般的に認められることが判明したとき、又は反社会的勢力と関係あること若しくはその影響下にあることが明らかになった場合
- ・ 刑事事犯による手配・検挙・逮捕・起訴もしくは有罪判決のある場合、又は受けた場合
- ・ 暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺およびこれに類する行為のある場合
- ・ その他、上記に準じる事由のある場合

### 第3条(西武プリンスクラブポイントカード機能)

西武プリンスクラブポイントカード機能部分については、本特約及び西武プリンスクラブ会員規約が適用されます。

### 第4条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものといたします。

### 第5条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

- (1) ① 本会員が西武プリンスクラブの会員資格を喪失したとき。

### 第6条(カード規約)

クレジットカード機能部分については、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

## 西武プリンスクラブ会員規約

### 第1条 西武プリンスクラブ ポイントプログラムについて

1. 西武プリンスクラブ ポイントプログラム(以下「本プログラム」といいます。)とは、本規約第2条に定める会員(以下「会員」といいます。)が西武グループ各社をはじめとする加盟店(以下「加盟店」といいます。)を利

用したときに、会員にポイント(以下「ポイント」といいます。)を付与するサービスです。

2. 本プログラムの運営主体は、株式会社西武ホールディングス(以下「当社」といいます。)です。また、本プログラムの運営業務は、当社の西武プリンスクラブデスク(以下「当デスク」といいます。)が行います。

3. 会員が本プログラムによるサービスを受けることができるカードは、次の3種類(以下、併せて「会員カード」といいます。)とします。

(1)SEIBU PRINCE CLUBカード:ポイント専用でクレジット機能が無いカード(以下「本カード」といいます。)

なお、西武グループ各社における独自サービス用カードが発行される場合があります。

(2)SEIBU PRINCE CLUBカード セゾン:本カードにクレジット機能および特典を付与したカード(以下「SPCカード セゾン」といいます。)

(3)SEIBU PRINCE CLUBカード セゾンゴールド:SPCカード セゾンにさらに特典を付与したカード(以下「SPCカード セゾンゴールド」といいます。)

4. SPCカード セゾンおよびSPCカード セゾンゴールド(以下、併せて「提携カード」といいます。)は、当社、西武鉄道株式会社および株式会社プリンスホテルが株式会社クレディセゾン(以下「クレディセゾン」といいます。)と提携し、クレディセゾンが発行するカードです。本規約第2条の条件を満たす個人の方(以下「申込者」といいます。)が提携カードによる本プログラムへの入会を希望する場合、申込者は、提携カード専用の入会申込書により申し込むものとします。クレディセゾンは、入会申込書に基づき所定の審査を経て、提携カードを発行します。

## 第2条 入会申込み

1. 会員とは、西武プリンスクラブ会員規約(以下「本規約」といいます。)を承諾のうえ、当社に本プログラムへの入会を申し込み、当社が入会を承諾した方をいいます。

2. 会員は、次の条件を満たす方とします。

(1)生存している個人の方(法人は不可)

(2)国内に居住している方または国内の住所を登録することができる方

(3)年齢が満13歳以上の方。ただし、年齢が満13歳未満の方が入会を希望するときは、親権者(いない場合は法定代理人)が同意の旨を入会申込み時に届け出ることにより本号の条件を満たすものとします。

(4)暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力の構成員またはそれらと関係を有するものでない方

3. 申込者が本カードの入会を希望する場合、申込者ご本人は、本カードの入会申込みに関する項目をすべて真正に届け出るものとします。なお、当社は、入会申込みの際し、身分証明書等その他本人確認書類の提示を申込者に求め、そのコピーを取得することがあります。

4. 前項の入会申込みに必要な事項の届け出がない、もしくは届け出た事項に虚偽が判明した場合、第2項の入会資格を満たしていないと当社が判断した場合、または本プログラムの運営および管理上会員資格を付与することが不適当であると当社が判断した場合、当社は、申込者の入会をお断りし、または付与した会員資格を取り消すことができます。なお、次項の手続においてクレディセゾンが申込者の入会を承諾しなかった場合も同様とします。

5. 申込者が提携カードの入会を希望する場合には、申込者は、クレディセゾンの定める入会手続きを行うものとします。

6. 本カードにかかる入会金および年会費は、無料とします。

## 第3条 本カードの発行・貸与等

1. 当社は、提携カードの発行を受けている場合を除き、会員1名につき1枚に限り、本カードを発行・貸与いたします。ただし、同一のお客さま番号を有するカードは、この限りではありません。

2. 会員は、本カード裏面の署名欄に自署し、善良な管理者の注意をもって本カードを管理・使用するものとします。

3. 本カードは、自署した会員ご本人のみが利用することができ、第三者に譲渡・貸与することはできません。

4. 会員が本条第2項または第3項に反し、第三者に本カードを利用されたことにより生じた損害その他不利益については、会員ご本人の負担となります。

5. 本プログラムへの入会手続きを、「西武プリンスクラブアプリ」(以下「本アプリ」といいます。)上で行った会員に対しては、申請があった場合を除き、当社は第1項に定める本カードの発行・貸与は行いません。

6. 本アプリの利用登録を行った会員は、当社が別途会員カードとして認める本アプリを表示することにより、本プログラムを利用することができます。

#### 第4条 会員資格の有効期限

1. 本プログラムの最終ご利用日(ポイントが付与された日)から起算して2年経過した日が属する年度の12月31日を会員資格の有効期限とします。ただし、提携カードの有効期限は、クレディセゾンの定めに従うものとします。
2. 有効期限経過後、会員は、会員資格を自動的に喪失します。

#### 第5条 ポイントの付与

1. 当社は、会員が加盟店で商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときは、当該会員に対し、ご利用金額110円(税込)につき1ポイントをご利用日の当日または翌日に付与します。ただし、加盟店または対象商品・サービスによりポイント付与率や付与日等が異なることがあります。
2. 当社は、会員に対して、次の事項に従いポイントを付与します。
  - (1)当社は、会員ご本人が加盟店において商品を購入し、またはサービス提供を受けた時点で会員カードを加盟店に提示した場合、当該会員に対してポイントを付与します。会員が会員カードを提示しない場合は、ポイントの付与を行いません。
  - (2)当社は、カード単位でポイントの積立を行います。複数カードのポイントを合算することはできません。ただし、同一のお客さま番号を有するカードは除きます。
  - (3)会員は、ポイント(付与される権利を含みます。)を、第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができません。ポイントを付与する対象は、会員ご本人が商品を購入し、またはサービスの提供を受けたときに限ります。
3. 第1項の定めにかかわらず、当社は、次の場合にはポイントを付与しません。ただし、加盟店が特別に認めた場合は、この限りではありません。
  - (1)商品券、ギフト券、地金、切手、印紙等の金券類またはプリペイドカードを購入する場合
  - (2)箱代、送料、加工修理代または旅行代金を支払う場合
  - (3)税金(一部を除きます。)を支払う場合
  - (4)通信販売により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
  - (5)催事において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
  - (6)会員を対象とする割引優待会において商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
  - (7)クレジットカードによる支払い以外の方法で売掛金を支払う場合
  - (8)代金引換により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
  - (9)値下げ品もしくはセール品を購入し、または他の割引を利用する場合
  - (10)手付金その他仮受金を支払う場合
  - (11)商品お引換え券、クーポン券での支払いその他の当社および加盟店が指定する支払い方法により商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合
  - (12)その他当社または加盟店が指定する商品を購入し、またはサービスの提供を受ける場合

#### 第6条 ポイントの還元

1. 会員は、当社が指定する各種商品およびサービス(以下「ポイント還元商品」といいます。)を、積み立てたポイントと引き換えることができます。ただし、会員は、一度申し込んだポイント還元商品とポイントとの引換えを取り消し、または返品を行うことができません。なお、ポイント還元商品の詳細は、SEIBU PRINCE CLUB Webサイト(以下「当Webサイト」といいます。)等で確認することができます。  
※SEIBU PRINCE CLUB Webサイト <https://club.seibugroup.jp>
2. 当社は、当社が別途定める方法よりポイント還元商品を会員に発行、交付または送付するものとします。
3. ポイント還元商品を会員に郵送する場合は、当社の責に帰すべき事由によるものを除き、会員が申し込んだポイント還元商品の配送中に、ポイント還元商品に紛失、盗難、汚損、破損等が生じた場合、当社は、当該損害につき一切の責任を負いません。
4. 前項の場合、引き換え後1ヶ月間経過したポイント還元商品の到着に関するお問合せには応じかねます。

#### 第7条 ポイントの利用

1. 会員カード提示等により積み立てたポイントは、第8条に定めるポイントの積立期間・有効期限の期間に、加盟店に限り1ポイントを1円相当としてご利用いただけます。ただし、加盟店によってはご利用いただけない施設や商品・サービスがあります。
2. 1ポイント単位で、ポイントを商品、サービスの代金(諸手数料または消費税を含む)に直接充当することができます。ただし、加盟店によってはご利用いただけるポイントの単位に制限があります。
3. ポイントは、現金との引き換えはできません。

4. ポイントの利用除外品は、タバコ、商品券、各種プリペイドカード、各種ギフト券、切手印紙、その他の加盟店が指定するものとします。
5. 会員がポイント利用のお申込みをした後に取り消すことはできません。
6. 1会計の支払い代金に複数会員のポイントを充当することはできません。ポイント利用は1会計あたり1会員1回までといたします。
7. ポイント利用を伴ってご購入いただいた商品等の返品・購入の取消しを行った場合は、当社指定の方法にてご利用分のポイントを返還いたします。

#### 第8条 ポイントの積立期間・有効期限

1. ポイントの積立期間は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年間(以下「年度」といいます。)とします。ポイントの積立は、年度ごとに締め切って1年単位で計算します。
2. 付与されたポイントの有効期限は、付与された年の翌年12月31日までとします。
3. 前項に定めた有効期限までにポイント還元商品と引き換えられなかったポイントは、失効し、次年度へ繰り越されません。
4. 前項の規定にかかわらず、本規約第9条第2項により累積ポイントがマイナスになった場合のポイントは、失効せず、次年度に繰り越されます。

#### 第9条 ご購入商品等の返品時におけるポイントの処理

1. 会員がご購入商品等の返品・購入の取消しを行った場合、当社は、既に会員に付与した当該商品等にかかるポイントを減算します。この場合、会員は、ご利用いただいた加盟店にレシートと会員カードを提示するものとします。
2. 当社が会員にポイント還元商品を引き渡した後、会員がご購入商品等の返品・取消しを行い、前項に定めるポイントの減算によって累積ポイントがマイナスになる場合、当社は、会員に対し、ポイント還元商品の返還または相当額の現金の支払いを請求することができ、会員は、これに従うものとします。

#### 第10条 会員カードの提示

当社および加盟店は、本規約第5条第2項第1号に定めるときのほか、当社または加盟店にて会員カードのご提示を求めることがあり、会員は、これに従うものとします。

#### 第11条 住所等変更の届出事項

会員は、入会時に届け出た住所、氏名、電話番号等が変更になったときには、当デスクに遅滞なく届け出るものとします。なお、当社は、変更のお手続きの際に、会員に対し、ご本人確認をさせていただくことがあります。なお、提携カードについては、クレディセゾンが定める変更手続きに従うものとします。

#### 第12条 カードの紛失・盗難等

1. 会員は、本カードを紛失・盗難等により失った場合、速やかにその旨を当デスクまで連絡するものとします。この場合、当社は、原則として本カードの再発行を行わず、および本カードに累積したポイントの再交付を行いません。
2. 本カードが汚損し、破損し、または磁気不良等により使用不能となった場合、当社は、会員の申請に基づき、当該カードと引換えに本カードを再発行します。この場合、累積ポイントは引き続き有効とします。ただし、会員は、当社が定める本カードの再発行手数料を負担するものとします。なお、本カードの再発行時まで会員の特典を受けることができません。
3. 提携カードについては、クレディセゾンに連絡するものとします。

#### 第13条 退会

1. 会員は、当社所定の退会手続きを行うことにより、本プログラムからいつでも退会することができます。本カードの会員が退会する場合には、会員は、原則として当社に本カードを返却するものとし、提携カードの会員が退会する場合には、会員は、クレディセゾンの規程に従い退会手続きを行うものとします。なお、当社は、退会手続きの際に会員のご本人確認を行うことがあります。
2. 退会時に累積している会員のポイントは、会員が退会した時点ですべて失効するものとします。

#### 第14条 会員資格の喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格および累積している会員のポイントを喪失するものとします。

- (1) 会員が退会した場合
- (2) 会員が本規約第2条第2項の会員資格に該当しなくなった場合
- (3) 本規約第4条に定める会員資格の有効期限が経過した場合
- (4) 会員が本カードを紛失、盗難等により失った場合
- (5) 提携カードによる会員であって、当該提携カードの会員資格を喪失し、同一のお客さま番号を有するカードが無い場合

(6)本規約に違反した方法等、不正な手段によりポイントを取得したと当社が判断した場合

(7)会員が、本規約第9条に定めるご購入商品等の返品等に基づくポイント減算に伴う処理を適切かつ速やかに履行しない場合。または会員がポイント還元商品受領後にご購入商品等の返品等を頻繁に行う等、不適切なポイント処理または不当なポイント還元を行っているとして当社が判断した場合

(8)「西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項」にご同意いただけない場合

(9)前号の場合を除き、本規約に付随する特約等にご同意いただけないことにより、本プログラムを提供できないと当社が判断した場合

(10)暴力団員、暴力団関係企業・団体もしくはこれに類する反社会的勢力の構成員またはそれらと関係を有すると当社が判断した場合

(11)法令、本規約(本規約に付随する特約等を含みます。)または公序良俗に違反する等、当社が会員として不適格であると判断した場合

#### 第15条 本プログラムの終了等

1. 当社は、6ヶ月前までに会員に通知することにより、本プログラムによるサービスの提供を長期的に中断または終了することができます。

2. 当社は、運営上の都合または天災・その他の非常事態による障害の発生等により、予告なく本プログラムの提供を中断することができます。

#### 第16条 規約の変更等

1. 当社は、本規約の変更、改定または廃止(以下「変更等」といいます。)を行うことができます。なお、本規約の変更等は、変更等の効力発生日の前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに効力発生日を当Webサイト上での掲載その他相当な方法によりお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本規約が最新のものとして本プログラムに適用されます。

※SEIBU PRINCE CLUB Webサイト <https://club.seibugroup.jp>

2. 当社は、加盟店を予告なく変更することができます。

#### 第17条 損害賠償

1. 当社は、本規約第15条に定める本プログラムの中断または終了、本規約第16条に定める本規約の変更等その他本プログラムの提供に付随して生じる一切の損害(金銭的損害および損失ならびに精神的苦痛その他の不利益)について一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、会員が加盟店を利用した場合に、会員と加盟店または第三者との間に生じたトラブルについては、一切責任を負わないものとします。

3. 前2項は、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

#### 第18条 合意管轄裁判所

本プログラムおよび本規約(本規約に付随する特約等を含みます。)の準拠法は日本法とし、これらに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### 第19条 会員Webサービス(マイページ)・西武プリンスクラブアプリ

1. 会員は、本規約、西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項および当Webサイト記載のサイトポリシーへの同意ならびに会員ご本人による当Webサイトまたは本アプリ所定の各登録手続きをしていただくことを条件に、会員Webサービス(マイページ)または本アプリの各サービスを利用することができます。

※SEIBU PRINCE CLUB Webサイト <https://club.seibugroup.jp>

2. 会員は、会員Webサービス(マイページ)の利用にあたっては当社が別途定める「会員Webサービス(マイページ)に関する特約」、本アプリの利用にあたっては当社が別途定める「西武プリンスクラブアプリ利用特約・アプリプライバシーポリシー」にそれぞれ従うものとします。

#### 第20条 お問い合わせ窓口

本プログラム、本カード、本規約等に関する各種お問合せは、次の窓口でお受けいたします。

西武プリンスクラブデスク

〒359-8510 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

04-2929-0011

9:00A.M.～5:00P.M. 土・休日、年始を除く

2022年3月23日改定

# 西武プリンスクラブ会員規約個人情報の取扱いに関する同意条項

株式会社西武ホールディングス(以下「当社」といいます。)は、西武プリンスクラブ ポイントプログラム(以下「本プログラム」といいます。)および本プログラムに関連して行うキャンペーン、アンケート等(以下、総称して「本プログラム等」といいます。)その他の本プログラム等に関連して取扱う入会申込者およびキャンペーン、アンケートへの登録者ならびに会員(会員資格喪失者を含み、以下「会員等」といいます。)の個人情報の保護に関する基本方針(西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針)を定めており、個人情報保護の実施および継続的な改善を行います。

## 第1条 個人情報の取扱い

1. 会員等は、当社が、入会申込みや登録を含む当社および西武グループ各社(当社ならびに子会社および関連会社。末尾記載。)ならびに加盟店(以下、総称して「加盟店等」といいます。)との本プログラム等に関するすべての取引・利用(以下「本取引」といいます。)において収集・保有する会員等の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、必要な保護措置を講じたうえで、次の各号で定めた目的で利用することに同意します。

- (1)加盟店等におけるポイントの付与および会員カードに付帯するサービスの提供
- (2)加盟店等の営業情報、商品情報等の各種ご案内
- (3)加盟店等が取り扱う商品およびサービスに関する商品開発、市場調査等
- (4)加盟店等から会員等への取引上必要な連絡および取引内容の確認
- (5)加盟店等における会員等からのお問合せ、ご意見およびご要望への対応
- (6)ご契約等に基づく権利の行使、義務の履行のため
- (7)お取引における連絡および業務管理のため
- (8)お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (9)緊急の場合に行う、会員等への連絡のため
- (10)お取引・ご契約を円滑に履行するため
- (11)第3項各号で定める目的で利用するため

2. 会員等は、当社が、個人情報を、前項第1号から第10号に定める目的で、加盟店等と共同利用することに同意します。なお、加盟店等との共同利用の詳細については、当Webサイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

3. 会員等は、当社が、個人情報を、次の各号で定めた目的で、西武グループ各社と共同利用することに同意します。なお、加盟店等との共同利用の詳細については、当Webサイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

(1)マーケティング・分析のため

例)「当グループの商品・サービスに関する商品開発・顧客動向分析・市場調査等への利用のため」

(2)広告、宣伝のため

例)「当グループの提供する営業情報・商品情報等の各種ご案内など、販売促進活動のため」

例)「当グループと提携する第三者が提供する商品・サービスに関連した各種情報を提供するため」

(3)サービス改善・研究開発のため

例)「当グループの提供するサービスや商品の利用状況や満足度調査など、サービス向上に係る調査の実施のため」

(4)連絡、問い合わせ等に適切に対応するため

例)「当グループが共同または連携して開催するイベント・懸賞などへお申込みいただいた会員等に対するご連絡などのため」

例)「当グループの提供するサービスをご利用いただく会員等からのご意見・ご要望にお答えするため」

例)「当グループから会員等への取引上必要な連絡および取引内容の確認」

(5)当グループのサービス提供のため

例)「グループ会社が共同または連携して提供するサービス、アフターサービスの提供のため」

例)「当グループによるポイントサービス等の優遇サービスの実施」

4. 当社または加盟店等が本プログラム等または本取引に関連する商品配送等の業務を第三者に委託する場合、必要な保護措置を講じたうえで個人情報を委託先に提供するものとし、会員等はあらかじめこれに同意します。

5. 会員等から同意を得た範囲内で当社または加盟店等が個人情報を

利用している場合であっても、会員等からの申し出により、当社または加盟店等は業務運営上支障がない範囲で利用を中止するものとします。

6. ご提出いただいた入会申込書等は、必要な作業が終了した時点で適切な方法で廃棄処分します。このため、ご提出いただいた書類は、返却いたしません。

7. 本プログラム等に関する個人情報保護管理責任部署は、西武プリンスクラブデスクとします。

## 第2条 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

1. 会員等は、当社に対し、当該会員に関して当社が保有する自己に関する個人データの開示ならびに個人データの訂正、追加および削除（以下「訂正等」といいます。）ならびに個人データの利用停止、消去および第三者提供停止（以下「利用停止等」といいます。）を行うよう請求することができます。この場合、会員等は、本同意条項第4条記載のお問合せ窓口に、当社の定める手続きに従って請求するものとします。なお、これらの請求手続きについては、当Webサイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

2. 個人データの開示は、原則として書面により行います。この場合、当社の定める手数料をご負担いただきます。

3. 会員等が個人データの訂正等または利用停止等を請求する場合の手料は、無料とします。ただし、会員等が請求対象となる当社の保有する個人情報を特定することができない場合には、会員等は、前項に定める開示請求の手続きを行うことにより、請求対象となる個人情報を特定するものとします。詳細は、当Webサイトにてお知らせします。

※西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

4. 本条第1項または前項の定めにかかわらず、法令に基づき個人データの訂正等もしくは利用停止等が不必要な場合、または前項の手続きによっても訂正等もしくは利用停止等すべき個人データを特定することができない場合、当社は、会員等による訂正等または利用停止等請求に応じられないことがあります。

## 第3条 規定外事項

本同意条項に定めのない事項は、「西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針」によるものとします。

西武プリンスクラブ 個人情報保護に対する基本方針

<https://club.seibugroup.jp/privacypolicy/>

## 第4条 お問合せ窓口

当社が収集・保有する会員等の個人情報に関するお問合せは、次のお問合せ窓口までお申し出ください。

西武プリンスクラブデスク 個人情報お問合せ窓口

〒359-8510 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

04-2929-0011

9:00A.M.～5:00P.M. 土・休日、年始を除く

## 西武グループ各社

<https://www.seibuholdings.co.jp/group/grouplist/>

2022年3月23日改定